

社会福祉法人恵心福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵心福社会（以下「当法人」という）定款第8条、第21条及び当法人評議員選任・解任委員会運営規則第5条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び委員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- 2 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて定める額とする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため当該会議に出席又は出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等は、現金で本人に支払うものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により計算金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の

基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（非常勤役員等の報酬）

役職名	用務等	報酬の額
理 事	理事会等への出席	日額 6,000円
監 事	監事監査等への出席	日額 6,000円
評 議 員	評議員会等への出席	日額 6,000円
委 員	評議員選任・解任委員会等への出席	日額 6,000円